

新型コロナウィルス感染等発生時の球団活動に関するガイドライン

令和3年5月10日
九州硬式少年野球協会
会長 加藤 秀明
(公印省略)

新型コロナウィルスの感染拡大に伴い、協会、連盟として感染防止のガイドラインや各種通達を適宜発出してきたが、変異ウィルス等による更なる感染リスクを踏まえ、今回新たに、選手・指導者に新型コロナウィルス感染等が発生した場合の球団の活動に関して、ガイドラインを次の通り定める。

①選手・指導者が陽性となった場合

陽性となった本人は、10日間の療養、隔離を行う

選手・指導者が陽性となった場合は、直ちに連盟に報告し、すべての球団活動を休止する

活動休止期間は、陽性者との最終接触日から14日間とする

※別紙1参照

②選手・指導者が体調不良でPCR検査を受診し、陰性となった場合

選手・指導者本人の活動については、病院、保健所の指示に従う

球団として、活動を停止する必要は無い

③選手・指導者が濃厚接触者となった場合

選手・指導者が濃厚接触者と認定された場合は、本人の球団活動への参加を14日間禁止する

その後、PCR検査で陽性になった場合は、①に従う

濃厚接触者になった場合は、PCR検査で陰性になっても、本人の活動参加は14日間禁止する

(陰性の場合は、球団活動を停止する必要は無い)

※濃厚接触者の定義

- ・同居人が陽性となった場合
- ・長時間の接触(同じ車で移動など)・・・この場合は、マスクしていても濃厚接触者と見なす
- ・マスクせずに1m以内の距離で15分以上接した(一緒に食事した等)
- ・手指の消毒をせずに触れ合った

④選手が通う学校が休校等になった場合

選手が通う学校が休校になった場合は、休校期間中、本人の球団活動への参加を禁止する

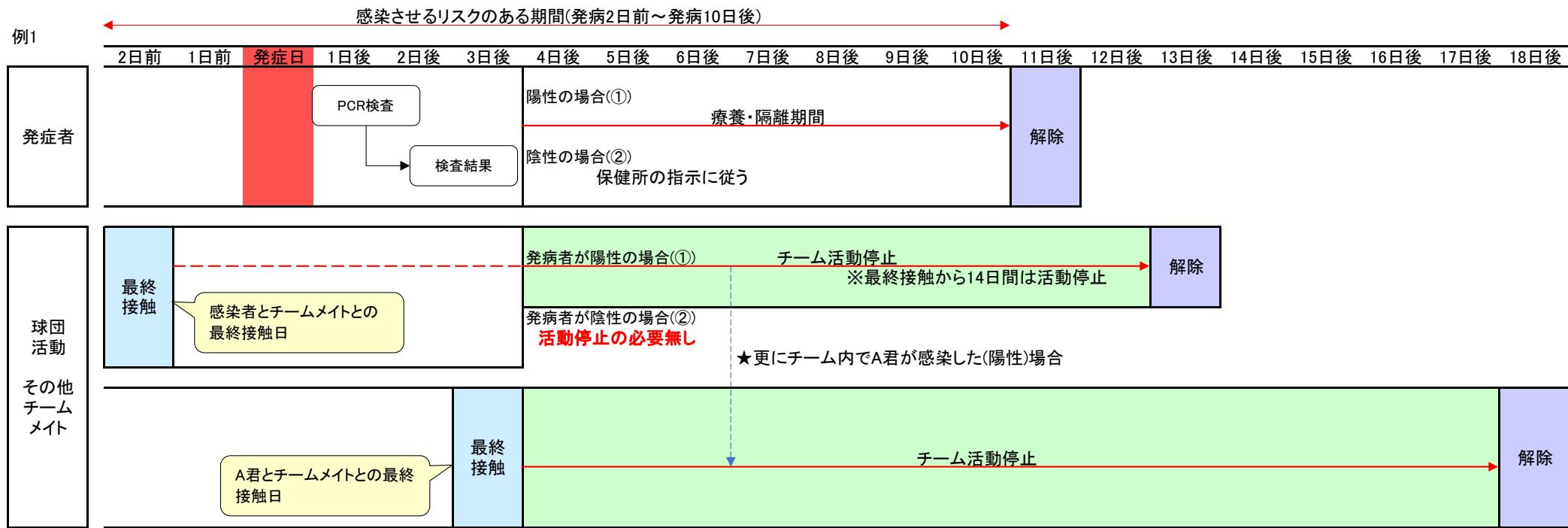
球団として、活動を停止する必要は無い

ただし、上の条件に当てはまらない場合など、特段の事情が発生した場合は、理事会で協議して対応を決定するものとする

活動停止例

別紙1

例1



例2

